

令和2年度第2回川崎市行財政改革推進委員会 議事録

日 時 令和2年7月30日(木) 午後6時00分～午後7時24分

場 所 川崎市役所第3庁舎5階 企画調整課会議室

出席者 委員 伊藤会長、出石委員、藏田委員、黒石委員、  
市 側 佐川総務企画局行政改革マネジメント推進室長  
井上総務企画局行政改革マネジメント推進室担当部長  
吉永総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長  
上林総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長  
織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長  
坂本総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長  
星野総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長  
森総務企画局都市政策部企画調整課担当課長  
小沢財政局財政部財政課担当課長  
岡村総務企画局行政改革マネジメント推進室課長補佐  
藤原総務企画局行政改革マネジメント推進室課長補佐  
江上総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長  
鈴木総務企画局行政改革マネジメント推進室職員  
中村総務企画局行政改革マネジメント推進室職員

議 題 (1) 川崎市行財政改革第2期プログラム 平成30・令和元年度の取組結果について  
(2) 令和元年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

公開及び非公開の別 公開

傍聴者 0名

議事

吉永総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、定刻になりましたので、ただ今から、「令和2年度第2回川崎市行財政改革推進委員会」を開催させていただきます。私は、総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長の吉永でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、会議に先立ちまして、いくつか事務連絡をさせていただきます。

はじめに、本日の委員会は公開とさせていただいており、市民の皆様の傍聴やマスコミの方の取材につきましては、許可とさせていただいておりますので、御了承いただきたいと存じます。また、議事録につきましては、本日の議事内容を録音させていただくとともに、録音内容に基づいて、議事録(案)を作成させていただきます、委員の皆様にご確認をいただいた上で、公開の手続きを進めさせていただきたいと存じます。

次に、資料の確認をさせていただきます。お手元に、次第に記載のありますとおり、資料をお配りしております。資料の不備などがございましたらお申出いただければと存じます。

なお、本日の会議につきましては、前回の会議に引き続き、試行としてペーパーレス会議用のタブレットをお配りさせていただいております。一部の資料については、タブレットを御覧いただきながら御説明させていただければと思います。また、紙ベースの資料もご自由にお使ください。タブレットをご利用の場合ですが、ご本人が自由にページを操作できる自由操作画面もございます。画面の切替えなどの操作方法は、タブレットに添えてあるメモに記載してありますが、御不明な点がありましたら事務局が伺いますので、お申し出ください。よろしいでしょうか。それでは、お手元の次第に従いまして、進めさせていただきます。ここからは会長に議事進行をお願いしたいと存じます。伊藤会長、よろしくお願いいたします。

伊藤会長

それでは、次第に従い進めていきたいと思っております。

はじめに、『川崎市行財政改革第2期プログラム 平成30・令和元年度の取組結果について』です。第1回委員会では、内部評価の状況について各委員から事前に御意見・御質問いただいた取組のうち主なものについて審議を行いました。今回は、事務局から評価について委員の御意見をいただきたい取組について、審議を行います。委員の皆様から御意見・御質問等をいただければと思います。なお、御意見等がある場合は挙手をお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

岡村総務企画局行政改革マネジメント推進室課長補佐

それでは、川崎市行財政改革第2期プログラムの中間評価の状況のうち、事務局から委員の皆様へ評価や方向性について御意見を伺いたい取組が3件ございますので、1件ずつ御説明させていただき、その都度御審議をいただければと思います。

はじめに、資料1の287ページを御覧ください。「不祥事防止の取組推進」についてでございます。

「取組の方向性」にありますように、本取組は、職員の不祥事を未然に防止するため、注意喚起や自己点検、研修や職場単位の自主考査、不祥事防止に向けた取組状況に対する是正指導などを行うものでございます。実施結果については、ほぼ目標通りということで、活動目標に対する達成度は「2」と評価しております。

次のページを御覧ください。「評価（Check）」の「取組の総体的効果」でございますが、懲戒処分件数全体ですね、こちらにつきましては、平成30年度に13件、令和元年度に24件となっております。計画期間前の平成27年度の22件、平成28年度の9件、平成29年度の13件と比較しても、横ばいあるいは増加の傾向があります。一方、本市では、「自主考査」という仕組みがございまして、「事務事業の公正かつ効率的な運営」や「サービスの厳正」を図ることを目的として、職場で抱える課題等について自主的な職場討議等を行うことで、必要な改善を模索する機会となっておりますけれども、この自主考査の中で、不祥事防止をテーマとして、職場における自発的な討議を行った件数が平成29年度に141件・全体の24.3%、平成30年度に199件・同33.8%、令和元年度に189件・同34.2%と増加傾向にあり、一定程度、職員の服務規律への意識が向上している効果があったものと捉えております。

こうした実績を踏まえ、「取組の総体的効果」の区分及び「事務事業等への貢献度」に関する内部評価では、懲戒処分件数が取組期間前に比べ若干悪化したものの、一定程度、職員の意識向上に効果があったことから、「取組の総体的効果」の区分を「△」とし、「事務事業等への貢献度」についても、「貢献できたが課題もあった」である「C」と評価しております。

本取組については、前回の委員会前に委員から御質問・御意見をいただいております。資料2の18ページを御覧ください。懲戒処分が減少しない理由の分析についての御質問でございまして、本市といたしましては、当該職員における法令遵守の意識の希薄さが原因の一つであると分析しております。これまでも様々

な手法で意識啓発や注意喚起を行ってきたところですが、今後は各職員が自分事として認識し、意識の向上や危機感の共有を図れるよう、更なる効果的な取組を推進してまいります。

資料1に戻りますが、本取組に関しては、言うまでもなく、不祥事については公務員の信用失墜につながることから、今後も改善の傾向が見られない場合は、次年度以降、適切なタイミングで評価を下げることにしても検討が必要であると考えておりますが、今回は、資料1のとおりの評価内容としたいと考えております。この点について、委員の皆様から御意見を伺えればと思います。説明は以上でございます。

伊藤会長

はい、ありがとうございました。こちら不祥事防止の取組推進という事業に関しましてご説明いただきました。中身としてはやはり色々課題があるということですし、この委員会でもご意見が出ましたし、この場ですね、改めて確認したいと思えますけれども、記載といたしますか、記述の内容としては原案どおりとして取扱うということでしょうか。

この件に関しましてご意見いかがでしょうか。

出石委員

ちょっと違うことなんだけど、今日の資料Aのまずは位置づけというか、ここに02ページに行財政改革推進委員会からの審議結果となっていて、そして06ページから審議結果についてと書いてあるんだけど、審議結果についてで、今のは3(1)4は12ページにありますけど、意見が書いてあるんだけど、これ付けてどういう意味があるんですか。

鈴木総務企画局行政改革マネジメント推進室職員

最終的にはいただいたご意見に対する対応の部分につきましても、資料2の方で案については、右側の質問意見の考え方の方でお示しさせていただいておりますが、再度、各所管局と調整させていただきまして、その対応について、公表時にはあわせて掲載させていただこうと考えています。

出石委員

ということは、まだ、途中ということですね。

岡村総務企画局行政改革マネジメント推進室課長補佐

その内容につきましては、以前ご意見いただいた内容で前回審議いただきました内容を踏まえて書いておりますけど、今日の話を受けまして、修正するところはして、確定させていきたいと思っています。

出石委員

はい、分かりました。

伊藤会長

はい、よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。

伊藤会長

よろしいでしょうか。

はい、それではこの件に関しましては、御説明いただいたとおりの記載ということで、改めて、この委員

会でも意見があったということは、明確にしておいていただきたいと思います。よろしく願いいたします。  
それでは、次をお願いいたします。

岡村総務企画局行政改革マネジメント推進室課長補佐

続きまして、資料1の315ページとなります。「多様な有為の人材の確保」についてでございます。「取組の方向性」にありますように、本取組は、職員採用試験の受験者を安定的に確保するため、費用対効果を踏まえた広報の取組を進め、採用困難職種に特化した広報にも取り組みながら、人物重視を基本とした採用試験を公正かつ効果的に実施するため、有効な試験の調査研究を行うものがございます。「実施結果（Do）」の「その他の活動実績」にございますとおり、受験者・採用者の属性等に関する情報収集・分析を行うとともに、就職説明会の開催、パンフレットやSNSによる広報、大学における技術系職種の商業動画の放映、社会福祉職・心理職のシゴト紹介セミナーの実施などに取り組み、活動目標に対する達成度は「2」と評価しております。

次のページを御覧ください。評価（Check）でございますが、成果指標の「大学卒程度等採用試験の受験者数」についてでございますが、平成30年度、令和元年度とも目標を下回っており、また、「大学卒程度等採用試験の採用予定者数と受験者数の比率が3倍未満の試験区分数」は、平成30年度は目標どおりゼロ、令和元年度は5つの試験区分で3倍未満となりました。一方、近隣都市でも受験者数が減少している中で、本市の減少幅は5.1%に抑えることができました。また、専門職種の中でも人員規模の大きい土木職は、平成29年度以前長期間にわたり3倍未満が続いていたところでございますが、平成30年度以降、受験倍率を3倍以上に回復いたしました。こうした実績と状況を踏まえ、「取組の総体的効果」の区分及び「事務事業等への貢献度」に関する内部評価では、成果指標のうち「受験者数」は2年続けて目標を下回り取組期間以前よりも悪化している一方、「3倍未満の試験区分数」については、平成30年度に目標を達成していること、そして近隣都市でも受験者数の減少傾向がある中で、減少率を抑えられたという状況を鑑みると、「現状よりも悪化した」「×」とまでは言えないことから、「取組の総体的効果」の区分を「△」と評価し、「事務事業等への貢献度」についても、「貢献できたが課題もあった」である「C」と評価しております。

本取組につきましては、前回の委員会前に委員から御質問・御意見をいただいております。資料2の20ページを御覧ください。目標達成が予見できなかった、あるいは状況に合わせた対応ができなかった理由、また目標達成に向けた改善策等に関する御意見・御質問でございます。本市の考え方のところでございますが、まず評価シートに記載していなかった目標未達成の理由として、受験者数が少ない専門職種の中に、退職者数の増加等により採用予定者数が増加したため、受験倍率が3倍未満になった例があります。

次に、効果が上がった取組として、専門性の高い大学院修了者への広報を強化した結果、合格者数の増加につながったこと、また、知的障がい者及び精神障がい者も受験可能な障がい者採用選考を実施したことにより、多様な有為の人材の確保につながったことを挙げております。

資料1に戻りますが、本取組に関しては、設定している成果指標が、景気変動による公務員志望の動向や本市の退職者数等の影響を受けやすいことも考慮いただいた上で、評価が妥当かどうか、委員の皆様から御意見を伺えればと思います。説明は以上でございます。

伊藤会長

はい、ありがとうございました。「多様な有為の人材の確保」に関しまして、今御説明いただいた内容について御質問・御意見ございますでしょうか。

出石委員

他都市に比べて、都内も含めてですけれども、減少率が低く抑えられているというのは、やっぱり川崎市自体のポテンシャルだと思うんですね。ある意味で、良い意味で東京と横浜に挟まれていて、そういう形で集まっているということだと思うんですね。だけれども、公務員志望の人气が下がってきたということがこれまでである一方で、今年は上がっている。明らかに、どこの自治体も倍率が上がっていると聞いています。それはコロナの影響でしょうけれども。一方で、こういうPRというか、インターネットを使ったWEB上で様々な形で学生に対して採用情報を発信するという事は、民間では当たり前にももちろんやっているんですが、そのあたりは何かやっていたらいいんじゃないでしょうか。

鈴木総務企画局行政改革マネジメント推進室職員

昨年度につきましてもSNSを活用したりですとか、あるいはツイッター等活用したりですとか、あるいは動画を作成させていただきまして動画を活用した広報ですとか、そういったことをやらせていただいております。SNSだけではなくて、いろいろ大学のほうにも足を運ばせていただきまして、地道にはありませんけれども、受験者数の獲得に向けて取組を進めているところでございます。

伊藤会長

はい、ほかいかがでしょうか。

土木職については、受験倍率が3倍以上に回復できたということですけど、他方で退職者が多い専門的な職種に関して倍率が下がったのかな。差し支えなければ具体的に何職なんでしょうか。

鈴木総務企画局行政改革マネジメント推進室職員

5職種ございまして、社会福祉職、学校事務、建築職、電気職、機械職の5職種になりますけれども、いずれも平成30年度と比較いたしまして、採用予定人員数がそれぞれ倍になったものですから、毎年大勢確保できるような職種ではございませんので、そういった関係で今回この5職種については目標倍率の3倍を下回ってしまったというところでございます。

伊藤会長

はい、委員お願いします。

藏田委員

今のお話の前提として、採用者数の分母が大きくなったり小さくなったりするので、その倍率が3倍未満になるとか以上になるとか、左右されるという御説明がありましたけれど、それって分かっていたことなんですか、分からないことなんですか。もともとこの多様な人材を確保するという事に関して、退職者が出る人数であるとか、自己都合で辞められる方もいらっしゃると思いますけれども、それも傾向的な範囲の中で想定される以上に募集枠が増えたというのであれば、今の御説明でも妥当かと思うんですが、もともと採用の、募集の枠が増える、必要とする人材を何人採用するのか実施計画の中で計画的に定められてらっしゃるとすれば、それに対して過不足ない多様な人材を確保していくための対策を取っていくというのが、多分正しい理解かなと思うんですが、その点はいかがなんでしょうか。

鈴木総務企画局行政改革マネジメント推進室職員

もちろん退職予定者数については、ある程度見込んだ上で採用計画を考えていくわけなんですけれども、急遽退職者等が生じた場合には採用しなければならない状況がございますと、やはりどうしても採用予定人

員数に影響が出てまいりますので、そういったこともございまして、今回こういった状況になっていると考えているところでございますけれども、もちろんそういったことについては、あらかじめ予見できる部分についてはしっかりと今後につきましても対応しながら募集していきたいと考えております。以上でございます。

伊藤会長

はい、よろしいでしょうか。

出石委員

この採用試験に当たって、リファーマル採用って御存知ですか。リファーマル採用、要するに、公務員試験というのは能力実証主義になりますから、それを試験で判定しているわけですよね。一方で、要は公務員予備校で、一生懸命ダブルスクールで学んできて、面接トレーニングを受けて、ばっちりって入ってきて、実際にそれがここでいう有為な人材になっているかという点必ずしもそうではない。いろんな自治体で問題になっていて。リファーマル採用は出す側がお墨付きを与える、要は推薦入試に近い。推薦入試とはわけが違いますが、そこで能力実証主義を逆に言うと、大学側が保証するんですよね。確かにそこでまた競争させないといけないかもしれない。政令指定都市だから選好ということはできませんから、競争試験になるんでしょうけれども、実は仙台市ではやっているんですよ。そういう特別入試、特別に採用試験で大学側の学長の推薦があつて、特別の資格を持っているとか、スポーツなどが多いですよね。そういうことをやっている。何でこんなことを言うかという点、私の方でもそんなことを検討していて、なかなかハードルは高いんですけど有為な人材を集めるならば採用試験の在り方自体も今後検討する必要があると私は思うんです。なので、意見として申し上げておきます。

伊藤会長

はい、ありがとうございました。

特にこれから景気の動向によっては、また公務員志望が復活するという状況ですけれども、特に技術系の職員に関してはかなり厳しいと思いますし、この関東近辺の都県あるいは指定都市との競争がかなりある中で、計画的にかつ新しい取組を進めていかなければいけない部分があるんじゃないかなと思います。もちろん、この方向性の具体的内容にそういう部分を書き込めという趣旨ではありませんけれども、その辺は人事当局として認識しておいていただきたいという個人的な意見です。

ほかよろしいでしょうか。基本的には御説明いただいた内容で、我々の意見の趣旨も反映されているというふうに思いますので、よろしいでしょうか。はい。それではこのような形でお願いいたします。それでは、次をお願いします。

岡村総務企画局行政改革マネジメント推進室課長補佐

最後に、資料1の83ページを御覧ください。「内部統制に関する体制整備」についてでございます。「取組の方向性」にありますように、本取組は、令和2年4月に施行された地方自治法の改正に伴う内部統制に関する方針の策定及び同方針に基づく体制整備を図るとともに、職員の法令順守、倫理保持による公正な職務の執行と適正な行政運営の確保に向けた取組の強化を図るものでございます。

次のページを御覧ください。「事務事業等への貢献度」については、令和2年度に本格導入に向けた準備等を進めている段階であり、貢献度を測定できる段階には未だ至っていないことから「Y」と評価しております。一方、改善（Action）の方向性区分については、内部統制の推進と評価を実施するため、本年4月か

ら「コンプライアンス推進室」を設置したこと、また、改正された地方自治法に基づき、本市の内部統制の推進・評価の実施手法等を定めたことから、現時点では、改革課題である「内部統制に関する体制整備」を完了し、目標を達成したものと捉え、方向性区分を「I・計画期間中の目標を達成」としているところでございます。

このように、「体制整備」を課題に設定した取組においては、体制整備が完了したことをもって、効果が発現していなくても「目標を達成」と整理する考え方がある一方で、体制整備が完了し、効果が発現して初めて「目標を達成」と整理する考え方もあり得ることから、事務局としても、最終的な判断を行う上で、どちらの考え方に基づく評価が妥当か、委員の皆様様の客観的な御意見をいただいた上で、決定していきたいと考えております。御説明は以上でございます。

伊藤会長

はい、ありがとうございました。この内部統制に関する体制整備について、今、ご説明いただいた内容について、ご意見・ご質問ございますでしょうか。

伊藤会長

例えば、他になんか体制整備をすとか、新しく制度を作るとか、改定するとかっていうところの貢献度と方向性というところというのは、同じようにY Iになる例はあるんですか。

鈴木総務企画局行政改革マネジメント推進室職員

一番分かりやすいのはですね、例えば体制整備の中でも執行体制、市の内部の組織を改正することで人員の削減できたような場合については、当然人件費の減というところで効果がでて参りますので、そういったものについては執行体制を整備したその年度に効果が発現して参りますので、Yではなくて、Bなり、ないしCなりの改善の方についてはIにしているものはございますけれども、今回のケースにつきましては、そういった効果がすぐには発現するものではございませんで、今年度から自治法改正されまして改正された自治法に基づきまして内部統制制度動かし始めた段階でございますので、そういう意味でいきますとどういう風にやっていくかという部分とその実際にやる部署を設置したところまで令和元年度にやり終えたというところでございますので、現状、なんらの効果も生み出していないというそのあたりについて評価を悩んでいるというところで、本日委員の皆様にご意見いただければと考えているところでございます。

伊藤会長

はい、いかがでしょうか。

出石委員

これは、課題名が、内部統制に関する体制整備ですよね。例えば、的確な内部統制の実施や的確な内部統制の推進というような課題とすれば、それは効果が発現していますよね。そもそも課題が体制整備で、さらに言うと今説明があったとおり、自治法改正に伴う体制を作ることが姿勢として求められている訳で、それを実現することが目的であったとするならば、このパターンなんじゃないですかね。それがアウトカムかアウトプットかってことはあるかもしれないけれども目的自体が体制を整えるのであれば、今回は体制を整えたということで、本来それが本当は発現なんじゃないかなと思いますけれども。

鈴木総務企画局行政改革マネジメント推進室職員

その課題名だけでいいますと、確かに体制整備ということではありますけれども、資料1の83ページをご覧いただきたいのですが、計画制定時に決めました取組の方向性といたしましては2点ございまして、内部統制に関する方針の策定及び同方針に基づく体制を整備するという部分と、職員の法令順守、倫理保持による公正な職務の執行と適正な行政運営の確保に向けた取組を強化するという風にございますので、ある程度体制を整備した上で、2ポツ目の部分の取組の強化を図れているかどうかということも含めてのかなという風な部分もございますので、そのあたりも含めてですね、非常に悩んでいるというかですね。

伊藤会長

今ご説明いただいたところだと、もちろん、ポツの1つ目は目標達成して、ただ、まだ効果が出ていないというところなんですけど、2つ目に関しては、この地方自治法改正に伴う制度整理だけじゃなくて、従来から類似の法令順守、倫理、個人の取組というのをどれくらい進めているかということが本当は記載される必要があるということにもなりますよね。

鈴木総務企画局行政改革マネジメント推進室職員

今後体制をしっかりと動かしていくなかで、体制整備前と体制整備後で事務ミスですとかどうなってくるのかということも効果として見てとれるかなと思いますので、そういう意味で考えますと、次年度以降どうなのかなという判断もあるのかなとは考えていたところです。

伊藤会長

たぶん、ただ事業としてはおそらく別物という意識なんでしょうね。他方ではたぶんいろんな研修とか、コンプライアンスに関する研修とか、その事務ミスをなくすための取組とかは別途やられていて、それと同時にそれをきちっと制度化するという話が今回でてきたと。ただ、この事業の中身としては、そちらの制度整理の方を専ら念頭に置いているので、こういう風になっていると。実際のそもそもここの部分を担当している所管部局はこれまで担っているという理解でよろしいですかね。

鈴木総務企画局行政改革マネジメント推進室職員

そうですね、局としてはそうですね。ただ、今年度から対応する部署に少し組織改編がございまして、コンプライアンス推進室という部署が今年度4月1日から設置しましたので、そちらのほうで今は、この課題を管理しているという形になります。ただ、まったくこれまで昨年度まで関係のなかった部署ではございませんので、しっかりと課題については引き継いだ上で、しっかりと取り組んでいるところです。

伊藤会長

はい、いかがでしょうか

黒石委員

ちょっと今さらなのかもしれませんが、こういう概念論をどうやって課題として整理するかにお悩みだと思いますけど、そもそも改革項目一番左上は、市民ニーズへの的確な対応に向けた組織の最適化のために課題は内部統制に関する体制整理で、内部統制に関する体制って一応コンプライアンス室を作りますとか、チェックリストを作りますとかルールメイクしますだけじゃないので、職員の意識変革をした、風土が変わったとか、その結果として事務ミスがなくなりました、不正なくなりました、もっと行政効率的になりましたというアウトカムをそこまでをコントロールして機能しているかっていうのが内部統制の体制整備なので、

今さらですけど、取組内容のその辺の認識が浅めだし、それはやったけれども機能を発揮していないというジレンマで、苦しいところなんでしょうけれども、そもそも内部統制という概念自体が浅い話ではないので、悩まれているところはそういう深いところまで考えた話なので、すごい問題意識としては正しいと思うんですけども、そもそもこの課題からの現状認識と取組内容の深堀とそれがちゃんと的確にできているのかとそういう現状の評価みたいなのを書いてみるイメージじゃないといけないんじゃないかと思います。今、この情報だけなので、どうでしょうかというところは、目の前の問題としてあるんですけど。

鈴木総務企画局行政改革マネジメント推進室職員

情報量もこれだけですし、体制を整備しましたというところまでしか記載ができておりませんので、所管とも調整させていただきまして、やはり効果が取組の方向性の部分についても取組の強化とあるので。

黒石委員

2つ目のポチに書いてくれていることは、これはこれでいいことなので、それに関するコメントとか含めて出しましたにしておくのが、今できることでは一番だと思う。

岡村総務企画局行政改革マネジメント推進室課長補佐

来年度で言えば、体制が整備され、実際に機能発揮して、効果もでてきたというところが、でてくれば、それは目標を達成における一つの取組手順なのかもしれないですけど、今の段階で経営支援をどこまで確保できているのかという話になってくるとなんとも言えない。

伊藤会長

あとこの取組の方向性の2つ目の取組の強化を図りますとなっている、従来も取組んでいたけれども内部統制制度を整理することでさらに強化するという趣旨が含まれていることと、事業名全体が内部統制に関する体制整備ですので、今までの取組色々あるというのを書き込むというのは一方で可能性としてあって、事務事業の貢献度もそれに応じて少し変わってくるYという評価じゃなくって一定貢献したとかになるというのが一つあるのと、2番目には、さきほど言ったとおり強化を図るところを今回の体制整備として読めば今までの取組は取組で別の事業というか別の取組であって、今回は強化プラス体制の整備という趣旨であれば、現状でもいいというところがあるのかなと思いますけれども、いかがですかね。

藏田委員

今委員長におっしゃっていただいた前者の方かなという風にとらえたほうが正しいんじゃないかなと思います。結果が測定できなくて目標達成しましたというY Iは普通にこれだけ見るとなかなか理解できないんじゃないかと思いました。次にたぶん実際にやってみて、なかなか内部統制の意識は浸透できていないという課題がコンプライアンス室作ったところで見えてくる。でも実は今年がそれであって、その意識を高めるために実証実験とかいろいろやってらっしゃる訳ですよ。具体的にターゲットになるところを定めて、そういうことをやっている訳ですから。そこで成果がでないものは、先に形ができていたとしてもまだその問題を来年・再来年その意識を高めるための取組をしますっていう課題がでてくるので、そこでちゃんと準備をする中で体制を整える、整え方その中でどういう風に調整をしていくのかっていう設計を今年度やったんだとすれば、その中で一定の意識変化であるとか事務改善を含めた取組が見てとれるはずでしょうし、それが十分であったかどうかというのはやっぱり測定していくべきかなという気はします。なんとなく、今の段階で目標達成の意味での体制整備だけではない、むしろその中でも後者のほうをですね、具体的には制

度は新しくできる訳ですけど、その中で魂を入れていく作業の準備が今年だとすれば、限られたリソース・人員の中でやっていく中でのできたことはあると思うので、そこを書いて何らかの課題なり、貢献というのを見てとったほうが今後のためにはなるのかなという気はします。

鈴木総務企画局行政改革マネジメント推進室職員

昨年度も試行の取組については、本格運営は今年度からですけど、昨年度も試行の取組をしておりますので、その中で整えまして、所管と調整しながらですね、加筆させていただいて、評価の部分についても、今Yになっていますけど、CなのかBなのかそのあたりも含めて中身を読み込んだ上で調整していきたいと思います。

伊藤会長

ということでよろしいでしょうか。はい、ではそのようにお願いします。

ただいま3件ご説明いただき、御意見いただきましたけれども、最初の2件に関しては特に記載内容の変更なしということで了解いただきたいと思います。最後の内部統制の件に関しましては、事務局と所管の方で調整いただきまして、適宜修正いただきたいと思います。

伊藤会長

それでは次の議題に入りたいと思います。前回及び今回の審議を踏まえ、取組結果に対する審議結果として、本委員会から市に示す内容について、審議をしたいと思います。それでは、事務局から、審議結果の案について、資料で御説明をお願いします。

岡村総務企画局行政改革マネジメント推進室課長補佐

それでは、事務局から審議結果（案）について御説明いたします。資料Aの1ページを御覧ください。こちらは審議結果の通知文案で、次の2ページ以降が審議結果（案）となります。

3ページを御覧ください。全体の構成でございますが、1として、今回の審議対象となった行財政改革第2期プログラムや取組結果の評価手法の概要、2として、評価全般に関する審議結果について、3として、個別取組の評価に関する審議結果についてを記載しています。なお、この構成は、第1期の行財政改革プログラムに関する審議結果に準じたものでございます。

4ページを御覧ください。「1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について」でございます。「(1) 審議対象について」ですが、川崎市行財政改革第2期プログラムに掲載されている157の改革課題に対して、平成30・令和元年度の取組結果や各取組に対する内部評価の内容について、適正な評価となっているかを御審議いただきました。審議に当たっては、取組の進捗状況や、目標の達成状況、評価内容の妥当性について御留意いただいたところでございます。「(2) 川崎市行財政改革第2期プログラム」についてですが、前回御説明いたしました内容に沿って、本プログラムの目的、計画期間、基本理念等について記載しております。「(3) 取組結果の評価手法について」につきましても、前回御説明いたしました内容に沿って、PDCAサイクルによる進捗管理と取組評価の内容について記載しております。

7月10日及び本日開催の委員会における審議結果でございますが、5ページを御覧ください。「2 評価全般に関する審議結果について」でございます。全体の評価結果といたしましては、一部で活動目標を下回ったものや、状況の変化により活動目標を達成できなかったものがあるものの、大部分が、ほぼ目標どおり進捗しており、約8割が何らかの形で事務事業等に貢献できていることから、全体として「川崎市総合計画」に掲げる政策・施策の推進に一定貢献できたものと認められた、としております。また、これに伴い、

「評価（Check）」の「事務事業等への貢献度」の区分における、「Y」が約2割となっていることから、所管部署が計画どおりに取組を進めることで、改革課題ごとに何らかの効果を創出している点についても、高く評価することができる、としております。

一方で、本委員会における審議の結果、明らかとなった課題について2点に整理させていただきました。

1点目は、「アンケート結果を活用した成果指標の設定について」でございます。成果指標として、市民アンケートや職員アンケートによる「満足度」や「達成度」の結果を設定している改革課題の中には、課題に対する取組の効果を客観的に測るために有用な指標かどうか、疑義が残るものも見受けられます。今後、より客観性の高い成果指標の追加について積極的に検討すること、追加が難しい場合であっても、アンケート結果の比重が過度にならないよう、定性的な効果も含めた上で総合的に判断し、より客観性の高い評価になるよう取り組むこと、次期プログラムの策定においても、より客観性の高い指標を設定し経営資源の確保の状況を明確にすることについて、記載したいと考えております。

2点目は、「「あり方の検討」等を掲げる改革課題の評価や進捗管理について」でございます。「あり方の検討」等を掲げる改革課題に対する取組については、その検討プロセスの詳細な記載や、芳しくない検討状況の理由や要因の分析結果の記載など、より丁寧な記載が求められます。また、検討中の課題については、「事務事業等への貢献度」が「Y」になってしまうことから、検討状況に応じた評価を行うことが難しいという課題があります。今後の評価や次期プログラムの策定においては、検討プロセス等をより詳細に示しながら、統一的なベンチマークと言える「水準」や「到達目標」等を設けるなど工夫し、より適切な進捗管理や評価ができるよう検討することについて、記載したいと考えております。

次に、個別取組の評価に関する審議結果について、6ページから13ページにまとめてあります。さきほど、出石委員から御質問ありましたけれども、内容につきましては、前回委員会の審議内容を受けて、資料2でお示しさせていただいた各委員からの御意見等をベースに作成させていただいたものでございます。修正等が必要な場合につきましては、後日でも結構ですので、事務局まで御連絡を頂戴できればと思います。なお、本中間評価結果を公表する際には、資料2でお示しさせていただいた、「質問・意見等に対する考え方」と同様に、市の考え方や評価シートへの反映状況、今後の対応等を整理させていただいた上で、御意見等に対する本市の考え方として、併せて記載をさせていただきます。審議結果（案）の説明は以上となります。

伊藤会長

はい、ありがとうございました。それではただいまご説明いただいた内容について、委員の皆様からご意見・ご質問等いただきたいと思っております。ご意見等ある方は挙手をお願いします。

伊藤会長

よろしいでしょうか。先ほどご意見いただいた内容についての修正はいただけるということですね。

岡村総務企画局行政改革マネジメント推進室課長補佐

はい。

伊藤会長

それではですね、さきほどいただいたご意見を含めてこの資料A審議結果案の内容について適宜修正していただくということですので、そのかたちで進めていただきたいと思います。

岡村総務企画局行政改革マネジメント推進室課長補佐

こちらから改めて共有させていただきますので、よろしく申し上げます。

伊藤会長

はい、よろしくお願いいたします。

伊藤会長

それでは、次の議題（２）ですけれども、『令和元年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について』です。第1回委員会では、法人ごとの評価シートの内部評価結果に関して審議を行いました。今回は、法人ごとの「財務状況」や「役・職員の状況」を示した「法人情報シート」について、事務局から御説明いただくとともに、前回の審議を踏まえて、取組評価に対する審議結果として、本委員会から市に示す内容について、審議をしたいと思っております。まずは、事務局から御説明をお願いいたします。

藤原総務企画局行政改革マネジメント推進室課長補佐

資料Cの「法人情報シート」について、御説明させていただきます。

各シートにおきましては、上段で、法人の財務状況として損益計算書又は正味財産増減計算書と貸借対照表から収支と財産の状況が分かる数値を抽出するとともに、中段で、本市からの財政支出等と財務に関する指標の分析値、法人及び本市コメント、さらに下段で、本年7月1日現在の役・職員の状況を記載しております。その中で、特筆すべきものとして、いくつか内訳等を御説明いたします。

まず、損益計算書又は正味財産増減計算書において、当期損益又は当期一般正味財産増減額若しくは当期指定正味財産増減額が大きくマイナスとなっているものについて御説明いたします。

4法人ございまして、はじめに、川崎アゼリアについて御説明いたします。昨年度も御説明したとおり、平成26年度から、川崎地下街のリニューアルに着手し、それ以降、赤字に転じているものでございます。内容としては、施設の減価償却や従前からの借入金とリニューアルに伴う借入金の支払利息等により、当面の間、赤字が継続するものと見込んでいるところでございます。そうした状況の中で、令和元年度は、消費税の増税や新型コロナウイルスの影響により、営業収益が前年度を下回っておりますが、一方で経費の削減もしておりまして、営業費用も前年度を下回り、結果として当期損益は3億2,000万円余のマイナスで、前期比で5,700万円余赤字の縮減を図ったところでございます。

今後につきましては、引き続き、新型コロナウイルスの影響が見込まれますが、新しい生活様式に対応した店舗運営を行うとともに、営業活動の強化等による収入増やさらなる経費の抑制・削減などによる収支改善に努めていくとのことでございます。

次に、川崎市産業振興財団についてでございます。こちらも昨年度報告させていただいておりますが、臨海部でライフサイエンスに関する研究を行っているナノ医療イノベーションセンター「iCONM」における事業等において、建物等固定資産の減価償却費等の計上により当期一般正味財産増減額が2,200万円弱のマイナスになっており、また受取補助・助成金等と一般正味財産への振替額との差によって、当期指定正味財産増減額においても1億8,200万円のマイナスとなっているものでございます。なお、新たに研究促進負担金の増を受けまして、前回御確認いただきました取組評価、本市施策推進に向けた事業取組の③の行政サービスコストについて令和2年度以降の目標値を変更させていただいております。

法人コメントの今後の取組の方向性にございますとおり、市からの借入金の返済が今後始まりますと、別途、資金の支出が計上されていきますので、国等の補助メニューの発掘応募や企業等との共同研究組成など、更なる収入確保と、他の事業についても、コスト意識を持った運営をしていくことで、市の所管部局とも協

議を継続していくとのことでございます。

次に、川崎市身体障害者協会についてでございます。新型コロナウイルスの影響による生活支援事業の利用自粛等によりまして、自立支援給付費収益が減となりまして、また、令和元年度財政援助団体等監査で指摘を受けまして、賞与引当金の繰入れを行った影響などから、当期一般正味財産増減額が2,100万円余の収支不足となって、前期比で赤字幅が1,700万円弱の増額となったものでございます。今後につきましては、赤字の累積により事業の継続性が危惧される事態にならないように、収益事業の拡大等を図っていくとのことでございます。

続いて、川崎市消防防災指導公社についてでございます。旧日本道路公団との業務協定に基づくアクアライン支援事業等において、一般正味財産の収支不足を補うため、負担金等の振り替えを行ったことにより、当期指定正味財産増減額が前年度並みの4,600万円余の収支不足となっているものでございます。今後につきましては、事業費を再度見直すとともに、普及啓発事業における事業費と受託料の不均衡の要因を解消するため、市と調整を引き続き行っていくとのことでございます。

なお、この他に前回御質問のございました新型コロナウイルスの影響によって、収支状況が前年度を下回った法人としては、川崎市文化財団、川崎市スポーツ協会、みぞのくち新都市、川崎市公園緑地協会などが該当理由として挙がってきているところです。

次に、貸借対照表において、一般正味財産や剰余金等がマイナスになっているものについて御説明いたします。3法人ございまして、はじめに、先ほどの産業振興財団になります。こちらは前述のとおりiCOMN事業により収支不足を受けまして、一般正味財産がマイナス1億1,300万円余となり、前期比で赤字幅が2,100万円余の増額となったものでございます。今後更にこのマイナスが大きくなる懸念もございまして、施設管理においては、更なる入居率の向上に取り組むとともに、研究支援事業においては、市が財団と共同・連携して取り組むことにより、国や民間等からの研究資金の更なる獲得などにつなげていくとのことでございます。

次に川崎冷蔵についてでございます。平成9年に行った3号棟冷蔵庫の建設にかかる借入金について、その後の市場取扱量の減少に伴う法人売上の減少によって、返済が厳しくなり、昨年度まで債務超過となっていたものでございます。平成22年に法人で「経営改善基本計画書」を策定いたしまして、それに基づいて料金改定や空き施設解消に向けた営業活動の強化、委託費の見直し、賃金カットなど売上の維持・拡大と経費節減策を行ってきたことによりまして、令和元年度についても、単年度収支で黒字を維持したことに伴い、債務超過の解消が図られたものでございます。しかしながら、利益剰余金については、引き続きマイナス4,800万円余となっておりますので、今後も、場内利用を踏まえながら場外事業者を積極的に取り込むことにより、売上を維持しつつ、支出を最小限に抑制することで、当期純利益を確保してまいりたいとのことでございます。

続いて、川崎市看護師養成確保事業団でございます。神奈川県による准看護師の養成停止等を受けまして、准看護師の看護師への養成を行ってきました川崎看護専門学校へのニーズの低下に伴い、学生数の減少により収益が悪化してきた影響から、一般正味財産がマイナス3,000万円余となったものでございます。令和2年度末に学校の閉校と併せて法人も解散となる予定でございますので、引き続き、事業コストの縮減に努めるとされているものでございます。

最後に役・職員の状況についてですが、本市の「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」におきまして、民間のノウハウを持った人材を積極的に活用して自立的な経営を促進するという主旨で、本市職員及び退職職員が総役員数の3分の1以下になるように努めることとしております。超過する法人につきましては、その理由と今後の方向性が記載されております。

今回、3分の1を超過する法人は、昨年度より1法人減となって2法人となりました。はじめに、こちら

看護師養成確保事業団でございますが、現状、副理事長である学校長が市の看護師を退職後、本校の教員を経て校長となったものでございまして、今後につきましては、閉校までの間の安定した学校運営の必要から、現行体制を維持する方向とされているところでございます。

次に、みぞのくち新都市でございます。こちら溝口駅周辺の再開発事業に伴い建設された再開発ビルの管理会社として、市、核テナントである丸井、川崎市まちづくり公社の3者による協定書・覚書によりまして、それぞれの団体等に役員の指名人数が割り当てられておりまして、総役員に占める本市職員及び退職職員を3分の1以内としているところですが、川崎市まちづくり公社指名の者が市の退職職員であるため、現状3分の1を超過している状況でございます。今後も事業の継続性と中立性を維持するため、一定の市の関与が必要と考えられるところですが、本市職員及び退職職員の総役員に占める割合については、中・長期的な視点で体制整備が図られるよう関係者と引き続き協議してまいりたいとのことでございます。法人情報シートについての御説明は以上になります。

続いて、審議結果についての御説明をさせていただきます。資料Bの別添審議結果案ということになります。目次を御覧ください。昨年度を同じ構成となっておりますが、1として川崎市行財政改革推進委員会における審議について、2として評価全般に関する審議結果について、3として個別の評価に関する審議結果について、以下参考資料についてと記述をさせていただいております。

1ページをお開きください。はじめに1の(1)審議対象についてでございますが、本委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、平成30年8月に策定した経営改善及び連携・活用に関する方針の令和元年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行ったものでございます。審議にあたっては、上記方針の2年目の評価となるものでございますので、評価全般に対し前年度との比較を行い、また新型コロナウイルスの影響についても御審議をいただくとともに、個別の評価については、前年度に引き続き、現状を下回り目標達成が不十分で一層の取組が必要とされるものや市の施策推進に伴う大幅な事業変更により目標の変更を行ったものなどを中心に審議をいただきました。

次に(2)出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針の取組評価についてでございますが、本取組評価につきましては、平成30年度から令和3年度までの4か年を取組期間として仕組みが構築されたものでございます。同方針においては、経営改善と連携・活用の視点から、本市施策推進に向けた事業取組、経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組を3つの柱といたしまして、計144の取り組むべき事業または項目を設定しているところでございます。

次に(3)の取組評価の手法についてでございますが、取組を着実に進めていくため、本委員会で御審議いただきました取組評価シートに定めるPDC Aサイクルによる取組評価を行っていくこととしています。評価にあたっては、前述した144の取組について取組期間の初めに設定しました各指標、現状、行動計画と4か年の目標値に対して、毎年度具体的な内容を計画し、当該計画に対する実施結果を記入し、実績値の評価を行って、法人としての改善の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、これらの妥当性を客観的に検証していくことが重要と考えております。

次に、2の評価全般に関する審議結果についてでございますが、取組全体の評価といたしましては、3つの取組の市による達成状況がA、B、Cとなったもの、費用対効果の評価が(1)(2)となったものが、各々の70%台から90%台となっており、全体としては一定の成果があったと認められるものの、市による達成状況の評価がD、Eとなったもの、費用対効果の評価が(3)(4)となったものも、各々の10%前後から20%台と、課題のある取組も認められたものでございます。

各取組について前年度と比較いたしますと、施策推進に向けた取組ですとAが10%以上減となる一方、Cが10%以上増となり、経営健全化に向けた取組では、Aが20%以上減となる一方、Dが20%以上増となるなど、全体的に評価が下がっておりまして、その要因としては、台風や新型コロナウイルスの影響に

よるところが大きいものの、外的要因によらないものもあり留意が必要であると考えております。なお、業務組織に関する取組では、全体的に評価が上がっており、外的要因による影響は少なかったと考えております。

本委員会としては、取組全体の評価を踏まえまして、以下の点について審議を行いました。

まず（１）新型コロナウイルスの影響と対策につきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い生じた影響とその対策について、概要を把握する必要があるとの御意見がございましたので、市の見解といたしましては、前述のとおり、前年度から本市施策推進に向けた事業取組と経営健全化に向けた取組等において、評価が下がったものが５１件あり、そのうち、新型コロナウイルスの影響を受けたものが、精査をさせていただいておりますが、２３件という状況で、その対策としては、法人自ら対応策を講じるだけでなく、市としても情報の共有や連携等を図ることにより、積極的な関与を行っていく必要があると考えるというものでございました。

次に（２）の新型コロナウイルス対策による出資法人改革につきましては、事前質問でいただいた内容と前回会議での質疑を踏まえまして、新型コロナウイルス対策をきっかけとして、事業構造や収支構造が変わることも視野に入れて、出資法人改革につなげていくことはできないか検討の余地があるとの御意見をいただきまして、市の見解といたしましては、新型コロナウイルスの影響により、直ちに法人の役割や事業が廃止となることはないが、各出資法人においても、国から示された「新しい生活様式」等を踏まえた取組の推進が必要となってくると考えておりました。具体的には、イベント等の実施方法、市民利用施設の利用条件、講座等のオンライン化など、事業手法の改革について、各法人の取組において、検討がされているところであるというものでございました。

最後に、３の個別の評価に関する審議結果についてでございますが、こちら３つの取組の柱に従いまして、（１）本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解、（２）経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解、（３）業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解ということで、事前質問で御意見を頂戴し、前回市の見解を報告させていただいた内容について記述をさせていただいているものでございます。説明は以上になります。

伊藤課長

はい、ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただいた内容について委員の皆様から御意見をいただければと思います。御意見のある委員は挙手をお願いいたします。

黒石委員

質問よろしいでしょうか。

伊藤会長

はい、お願いします。

黒石委員

川崎アゼリア株式会社は、どういうビジネスモデルなんですか。地下街の開発を５０億円資本金入れて、マップを切ってあげて、大家さんになるということなのか。

坂本総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

そのとおりで、テナント料をいただいているものです。

黒石委員

テナント料は売上連動なんですか。

坂本総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

一部は固定になっており、一部は歩合となっております。

黒石委員

地下街全体の売上を見て業績は厳しくなっていると。

坂本総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

影響があるところはあります。

黒石委員

テナントが退店したりというのは、まだないんですか。

坂本総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

まだ具体的などころについては聞いていないところでございます。

黒石委員

まあ、コロナの影響が出てきたら、もしかしたらあるかということか。

坂本総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

全体の売り上げとしては、緊急事態宣言下におきましては、前年同期間の約半分ぐらいに落ち込んでいる状況です。

黒石委員

半分ぐらいで収まっているんですか。

坂本総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

はい。

黒石委員

今は大分戻っているんですか、月次でいうと。

坂本総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

申し訳ありません、最新の状況については、まだこの段階までしか聞いていないところです。

黒石委員

ちょっと気になったのは、財務状況をザーと問題点を説明していただいたんですけど、大体市の補助金と

連動したりしているところは、小さい赤字とかはいいと思うが、アゼリアは資本金入れた後は、独立採算の運営が期待されている中、50億と書いてあるんですけど、3億円以上の赤字が出ているので、このまま食い潰していったいいモデルなのか。そうでないのであれば、事業性について多大な配慮が必要で、全体意見の方にも書いていただいている、そのとおりで別に修正してくれという話ではなんですけど、民間大企業でもみんなそうなんだけど、1か月しか前年度決算ではインパクトが出ていないので、そんな事件になっていないが、この第1四半期で決算が出始めていて、そこで結構インパクトが出ている。

第2派、第3派という話があって、不動産ショックが秋から始まると、経済状態がどうなるか分からない、新しい生活様式に対して、アゼリアも今の枠組みでいいのか、設備投資のあり方を変えていかななくてはいけないんじゃないか、先読みして、考えていかないと、生き残りも含めてですし、生き残れるかだけでなく、本当に市が外郭団体を使ってやる施策としてどうあるべきかという話は、もう1回、コロナ前に戻る淡い期待もあるが、戻らなかったときも考えて、心の準備はしておかないといけない。

それぐらい過去の事業性に立脚した、過去の事業性というのは、スーパー3密と高回転率と高い生産性に基づいて得られていた事業性だが、事業系は、市からの補助金でできる限り障害福祉をやろうというのは別だが、事業性を考えなければならない事業は、そこまで考えて、みんな戦々恐々としながら、民間の経営者は考えているので、市の外郭団体は、その経営感覚がないと、ショックが顕在化してから後追いでやっていくというのが過去の反省でしたし、今後も早め早めで捉まえてやっていかなければならないので、本市のコメントや今後の取組の方向性にあるのは、1か月のインパクトだけなので、人件費の削減で何とかしますというレベルではない対応をしなければならぬ状況がないか非常に注視しておいてほしいと思います。

坂本総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

我々といたしましても、そういった懸念は持っておりまして、状況確認に努めているところではございますが、法人によって、この新しい生活様式を踏まえた対応ということを前向きに進めているところもあれば、まだ具体的ところは把握できていないということもございます。そうした中、今御意見いただいたように3密回避のために、座席数を制限しなければいけないとか、そういったことは想定されておりますので、一定法人によってはコンテンツをオンラインで配信するなどシフトしているところでございますが、御意見を踏まえまして法人所管局を通じて協議を進めてまいりたいと考えております。

伊藤会長

はい、よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

藏田委員、どうぞ。

藏田委員

資料の3ページ目のところの出資法人改革の市の見解のところ、「新しい生活様式等を踏まえた取組の推進の必要となってくると考える」まではいいと思うが、その後の「具体的には」というパラグラフの内容が少し気になりまして、今黒石委員がおっしゃったこととも関連するんですけども、例えば、新型コロナウイルスの関係でいろいろとダメージを受けました、売り上げが下がりました、収益が下がりました、それについて対応を考えて、イベントの実施の仕方を考えます、ということで出資法人改革はいいのか、というのが基本的なところでして、そういうものをどのように乗り越えていくのか、出資法人の側がしっかりと経営感覚を持って、市の担当課と協議していくというスタンスに持っていけないかと思っております、ここの市の見解はそういうニュアンスではないですね。今のできる限りのところでやることを工夫改善していきましょう。この出資法人改革の本来の目的、自立的かつ持続的な運営を確保していくためにどうあ

るべきか、公共負担も含め、補助金も含めて、様々な制度変更や運営の在り方を変えていくべきと思うが、最終的に今回のコロナの影響をどう乗り越えていくのかということに、これまでどおりのやり方で乗り越えていきますという書きぶりになっているのが、まとめのところも各法人の情報シートの今後の対応についても、同じように工夫改善、努力していきます、ということまでしか書かれていない、来年、相当な厳しい状況になったときに、その時考えるという考え方なのか、今後の改善に向けて、連携し情報共有して、関与していくという、関与の仕方は、まさに自立的に法人がそれを乗り越えていくためにどう考えていくのかを引き出して、コントロールしてマネジメントしていくスタンスでの姿勢が求められるのかと思いました。

いろいろ大きな穴があくと容易に想定できるので、市としてそれを補填するのであれば、それは川崎市の財政の考え方であると思うが、そうでなければ、どう補っていくか、すなわちいくら稼ぐのか目標を掲げてもらって、それを受けての具体的な取組をプランしてやってもらうことだと思うので、それが一切今のところ何もない、改善の所を見ると、そういったところをしっかりと連携していく上でも出資法人の経営的努力、意識の改革を求めているとかなかなか厳しいと思う。

坂本総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

市の見解についての御指摘につきましては、御指摘のとおりかなと感じております。先ほどの黒石委員の御指摘にもございましたが、今後の事業性というところを考えながら、出資法人改革に本来に目的は、法人の自立的な経営を促すということにあると認識してございますので、我々市側も積極的な関与を行っていく必要があると考えておりますが、最終的には目的としてコロナをどう乗り越えていくかということに法人が自ら自立的に考えられるかということだと思いますので、そうした部分を意見として補強させていただきたいと考えてございます。

伊藤会長

はい、他いかがでしょうか。

出石委員

意見というか、感想になります。

この資料Bの3ページ以下の個別の評価の審議結果についてですが、我々からの意見、市の見解とありますね、法人の見解というのは入れられないのでしょうか。もともとの法人情報シートのほうは、まず法人のコメントがあって、市のコメントがあって、そして我々の意見がある。そうして我々の意見に対して、もちろん自主性が大事なんだけれども、法人はどう考えているのだろうか、今のちょうど蔵田委員が御指摘された部分もそうだけれども、市の見解の中に法人がということも書かれているんだけれども、どうでしょうか。

坂本総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

今回の連携・活用方針につきましては、策定主体が市ということになってございます。以前は、法人だけが策定しているものに対して、市側がコメントを入れるというものでしたが、今は、連携・活用の観点から市が策定主体となっておりますことから、そういったことから市の見解を記載させていただき、法人のほうとしっかり調整させていただき、御意見を活かしてまいりたいと考えております。

伊藤会長

はい、よろしいでしょうか。

私のほうから細かいところですが、11ページの最後のところで、名簿のところの所属の大学が変わって

おりますので修正をお願いします。

坂本総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長  
失礼しました。

出石委員

私も、今日の名簿はいいのだけれど、私は関東学院大学法学部の立場で出ているので、そのようにお願いします。

坂本総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長  
承知しました。修正させていただきます。

伊藤会長

はい、それではよろしいでしょうか。

これまで各委員から、特に新型コロナウイルスの影響についてですね、次年度以降についても影響が出てくることだと思いますので、資料Bの3ページの市の見解のところも含めてですね、もう少し深堀できるように、見通しを明確にするような形で可能であれば修正していただければと思います。

坂本総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、一旦事務局のほうで御意見を踏まえて検討させていただきまして、伊藤会長にご相談させていただいたうえで、各委員の皆様にもお示しさせていただければと思います。

伊藤会長

はい、宜しくをお願いします。

それでは、そのような形で修正できればと思います。

出資法人関係は以上でよろしいでしょうか。それでは本日の議題は以上となりますので終了といたしまして事務局に進行をお返しいたします。

吉永総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございます。今回御審議いただきました内容のうち、川崎市行財政改革第2期プログラム 平成30・令和元年度の取組結果と、各出資法人の取組とその評価結果につきましては、来月下旬に市議会に報告する予定としております。本日、委員の皆様方からいただいた御意見を踏まえ、よりよい内容となるよう更に検討を進めていきたいと考えております。なお、今回いただいた御意見を踏まえた資料の修正等に関しましては、改めて、メール等で御確認をお願いしたいと考えておりますので、引き続き、よろしく願い申し上げます。また、資料に関して御意見、修正等がございましたら、期間は短いですが、8月6日の木曜日までに事務局までご連絡をいただければと思いますので宜しくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和2年度 第2回川崎市行財政改革推進委員会を終了いたします。ありがとうございました。